

堺市公報 第4号	平成30年1月19日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】…………… 1

<上下水道局公告>

- 堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について
【上下水道局総務部給排水設備課】…………… 3
- 下水道事業受益者負担金に係る負担区の変更について(美原第6負担区及び美原第7負担区)
【上下水道局総務部給排水設備課】…………… 3

告 示

堺市告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年1月19日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 バディシステム	就労移行支援 (一般型)	バディワークス障 害福祉サービスセ ンター	大阪府堺市東区丈六183- 56 藤本ビル3階	平成30年1 月1日
株式会社 プレモ	居宅介護	プレモヘルパース テーション	大阪府堺市堺区北清水町二 丁2番18号	平成30年1 月1日
株式会社 プレモ	重度訪問介護	プレモヘルパース テーション	大阪府堺市堺区北清水町二 丁2番18号	平成30年1 月1日
株式会社 プレモ	同行援護	プレモヘルパース テーション	大阪府堺市堺区北清水町二 丁2番18号	平成30年1 月1日
株式会社 ベストライフはるか	居宅介護	ひだまり訪問介護	大阪府堺市中区宮園町2番 11号	平成30年1 月1日
株式会社 ベストライフはるか	重度訪問介護	ひだまり訪問介護	大阪府堺市中区宮園町2番 11号	平成30年1 月1日
株式会社 ベストライフはるか	同行援護	ひだまり訪問介護	大阪府堺市中区宮園町2番 11号	平成30年1 月1日
株式会社 ライトヴィジョン	居宅介護	ケアステーション ロコ	大阪府堺市北区長曾根町 130番地42 さかい新事業 創造センターS-Cube 328号室	平成30年1 月1日
株式会社 ライトヴィジョン	重度訪問介護	ケアステーション ロコ	大阪府堺市北区長曾根町 130番地42 さかい新事業 創造センターS-Cube 328号室	平成30年1 月1日
株式会社 ライトヴィジョン	同行援護	ケアステーション ロコ	大阪府堺市北区長曾根町 130番地42 さかい新事業 創造センターS-Cube 328号室	平成30年1 月1日
株式会社 松和	居宅介護	まつわ介護サービ ス	大阪府堺市中区深井東町 3189番地101号	平成30年1 月1日
株式会社 松和	重度訪問介護	まつわ介護サービ ス	大阪府堺市中区深井東町 3189番地101号	平成30年1 月1日
株式会社 松和	同行援護	まつわ介護サービ ス	大阪府堺市中区深井東町 3189番地101号	平成30年1 月1日
合同会社 レア	居宅介護	ケアサポートおは な	大阪府堺市中区深井中町 761番地3	平成30年1 月1日
合同会社 レア	重度訪問介護	ケアサポートおは な	大阪府堺市中区深井中町 761番地3	平成30年1 月1日
合同会社 レア	同行援護	ケアサポートおは な	大阪府堺市中区深井中町 761番地3	平成30年1 月1日
社会福祉法人 大阪 手をつなぐ育成会	短期入所	ホームズしらすぎ (短期入所)	大阪府堺市東区日置荘原寺 町156-2	平成30年1 月1日
特定非営利活動法人 はな来楽部	生活介護	地域生活はな来楽 部	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑 町二丁79-1	平成30年1 月1日
特定非営利活動法人 アース	短期入所	ショートステイ虹	大阪府堺市堺区南安井町一 丁2番10号	平成30年1 月1日

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第6号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第2号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

記

指 定 番 号	第119号
廃 止 年 月 日	平成30年1月4日
事業者の名称	堺水道工業株式会社
事業者の住所	堺市西区下田町10番10号
代表者の氏名	代表取締役 上阪 要
事業所の名称	堺水道工業株式会社
事業所の所在地	堺市西区下田町10番10号

堺市上下水道局公告第7号

負担区の区域及び地積を次のとおり変更したので、堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和63年条例第25号）第3条第2項の規定により公告する。関係図面は、平成30年1月19日から平成30年1月26日までの間、堺市上下水道局総務部給排水設備課水洗化促進係において一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

1 変更する負担区の区域及び地積

-
- (1) ・美原区黒山の一部（2.01ha）を美原第7負担区から除外する。
 - ・美原区黒山の一部（2.01ha）を美原第6負担区に編入する。
 - ・美原区黒山の一部（8.29ha）を美原第6負担区に編入する。
 - (2) ・美原第6負担区の地積を263.73haにする。
 - ・美原第7負担区の地積を171.08haにする。

2 変更後の負担区の区域は、次のとおりとする。

(1) 美原第6負担区

- ・石原、今井、大饗、黒山、小寺、小平尾、真福寺、菅生、青南台、太井、大保、多治井、丹上、平尾、菩提、木材通の各一部

(2) 美原第7負担区

- ・阿弥、石原、今井、大饗、北余部、黒山、小寺、小平尾、真福寺、菅生、青南台一丁目、太井、大保、多治井、丹上、平尾、菩提、南余部の各一部